

下田市告示第52号

下田市災害時協力井戸登録事業実施要領を次のように定める。

令和7年3月31日

下田市長 松木 正一郎

下田市災害時協力井戸登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民等が所有する市内の井戸を災害時協力井戸として登録することにより、災害時における地域住民等の生活用水の水源を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において災害時協力井戸は、災害発生時において、地域住民等の生活用水の水源を確保するため第4条第1項の規定に基づいて登録された井戸とする。

(登録の申請)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下田市災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 承諾書（様式第2号）

(3) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の登録の申請があった場合については、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、当該井戸を災害時協力井戸として登録し、下田市災害時協力井戸登録決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(1) 市内に所在する井戸であること。

(2) 災害により生活用水を必要とする場合に、地域住民等に対して井戸水を無償提供できる井戸であること。

(3) 井戸の所有者が井戸所在地、設置位置、井戸の設備及び井戸利用可能時間の公表に同意していること。

(4) 市が確認をし、井戸利用に支障のないことを確認できたもの

(5) 運営管理及び維持管理について、登録の決定を受けた申請者（以下「登録者」という。）が責任をもって行うことを同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、災害時協力井戸として登録しない。

- (1) 政治又は選挙活動を目的とする事業に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの
(変更)

第5条 登録者は、前条第1項の規定に基づいて登録した災害時協力井戸の登録内容が変更となる場合は、下田市災害時協力井戸変更登録申請書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、下田市災害時協力井戸変更登録決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(解除)

第6条 登録者は、井戸としての機能を失った場合又は登録を解除したい場合は、下田市災害時協力井戸登録解除申請書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、下田市災害時協力井戸登録解除決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、災害時協力井戸として登録を解除する。

- (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの
(標識の交付)

第7条 市長は、第4条の登録をしたときは、申請者に対して災害時協力井戸指定標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により標識の交付を受けた登録者は、市長が指定した場所に標識を設置するものとし、その様子が分かる写真を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、災害時協力井戸に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。